

# 【宇土市】施設等利用費の請求方法（法定代理受領）について （私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学付属幼稚園、 特別支援学校幼稚部を利用している方向け）

## ○請求方法（法定代理受領）について

法定代理受領とは、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、各施設が保護者に代わり、市から受領する仕組みです。法定代理受領を受けるためには、各施設が「施設等利用請求書」に必要書類を添えて市に提出する必要があります。

### <手続きの流れ>

- ①「請求書」に必要事項を記入のうえ、「内訳書」、「振込先口座の通帳等の写し」を添付して宇土市学校教育課に提出してください。
- ③市で確認・審査を行い、指定の口座に施設等利用費を振り込みます。

### <請求受付について>

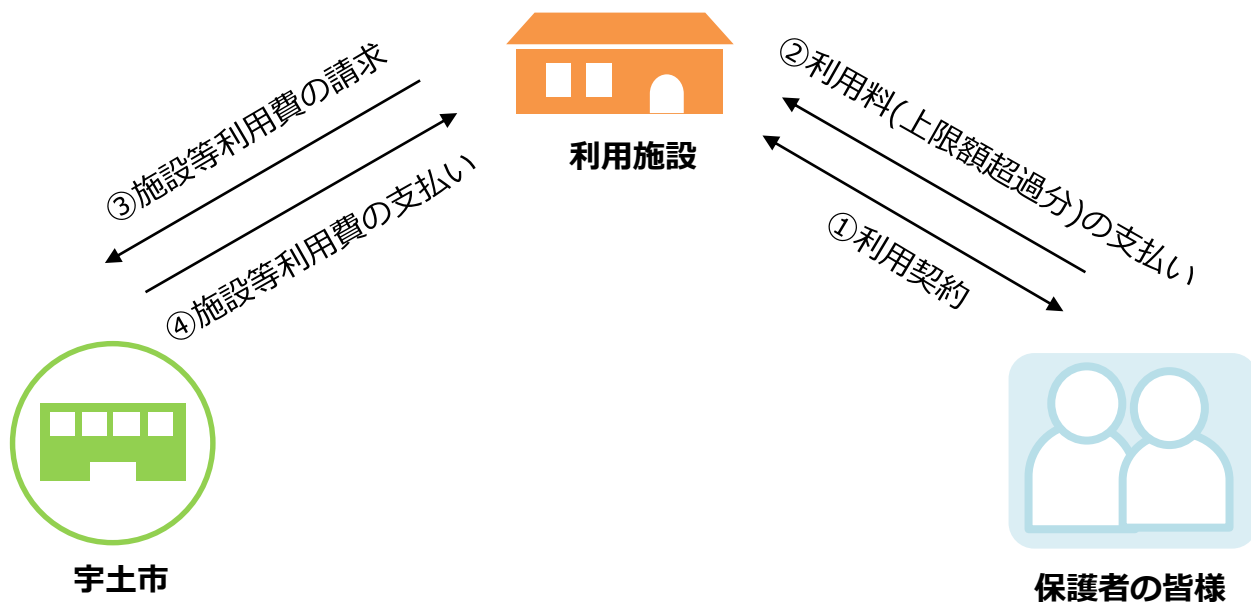
**給付請求の受付は四半期ごとに行います。**

（10～12月分：1月請求，1～3月分：4月請求，4～6月分：7月請求，7～9月分：10月請求）

### <様式等について>

内訳書など必要な様式については、学校教育課窓口での配布及び宇土市ホームページをご覧ください。

## [手続きのイメージ]



※無償化の対象は保育料です。通園送迎費，食材料費，行事費などは，これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

### 【問い合わせ先】

宇土市教育委員会 学校教育課

TEL : 0 9 6 4 - 2 2 - 6 5 0 2 MAIL : gakumu02@uto.kumamoto.jp